

令和4年度地域密着型サービス事業者等集団指導

四日市市 福祉監査室

はじめに

■ 対象事業

- ・ 定時巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 地域密着型通所介護（第1号通所事業）
- ・ （介護予防）認知症対応型通所介護、
- ・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護、
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 基準該当（介護予防）短期入所生活介護

はじめに

- 実地指導結果について
 - 内容及び手続の説明及び同意について
 - ハラスメントに関する事項について
 - BCPに関する事項について
 - 感染症の予防及びまん延防止に関する事項について
 - 虐待の防止に関する事項について
- 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について
- 変更届について
- その他

実地指導結果について

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（R3年度実施無）

【R2年度】

指摘項目	延件数（件）
◎運営基準に関すること	7
運営規程に関すること	3
内容及び手続の説明及び同意	3
秘密保持等に関すること	1

実地指導結果について

■ 地域密着型通所介護（第1号通所事業）【R3年度】

指摘項目	延件数（件）
◎運営基準に関すること	123
運営規程に関すること	19
内容及び手続の説明及び同意	19
勤務体制の確保等	12
業務継続計画の策定等（経過措置）	19
衛生管理等（経過措置）	17
非常災害対策	16
虐待の防止（経過措置）	19
地域との連携等	2
◎その他（ガイドライン）	7

実地指導結果について

■ (介護予防) 認知症対応型通所介護 【R3年度】

指摘項目	延件数 (件)
◎運営基準に関すること	4
内容及び手続の説明及び同意	1
業務継続計画の策定等 (経過措置)	1
秘密保持	1
地域との連携等	1

実地指導結果について

■ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護【R3年度】

指摘項目	件数 (件)
◎運営基準に関すること	8
運営規程に関すること	1
内容及び手続の説明及び同意	1
勤務体制の確保等	1
業務継続計画の策定等 (経過措置)	1
非常災害対策	1
地域との連携等	1
衛生管理等 (経過措置)	1
虐待防止 (経過措置)	1

実地指導結果について

■ (介護予防) 認知症対応共同生活介護【R3年度】

指摘項目	延件数 (件)
◎運営基準に関すること	10
運営規程に関すること	1
内容及び手続の説明及び同意	3
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	1
業務継続計画の策定等 (経過措置)	2
衛生管理等	1
虐待の防止 (経過措置)	1
勤務体制の確保等	1

実地指導結果について

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（R3年度実施無）

【R元年・2年度】

指摘項目	延件数（件）
◎運営基準に関すること	16
運営規程に関すること	6
内容及び手続の説明及び同意	5
指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の取扱方針	3
秘密保持等	2

実地指導結果について

■ 看護小規模多機能型居宅介護（R3年度実施無）

【R2年度】

指摘項目	延件数（件）
◎運営基準に関すること	11
運営規程に関すること	1
内容及び手続の説明及び同意	3
利用料等の受領	1
事故発生時の対応	1
秘密保持等	3
地域との連携等	1
広告	1

実地指導結果について

- 基準該当（介護予防）短期入所生活介護（R3年度実施無）

【R2年度】

指摘項目	延件数（件）
◎運営基準に関すること	35
運営規程に関すること	17
内容及び手続の説明及び同意	10
秘密保持等	7
利用料等の受領	1

実地指導結果について

- 内容及び手続の説明及び同意について
- ハラスメントに関する事項について
- BCPに関する事項について
- 感染症の予防及びまん延防止に関する事項について
- 虐待の防止に関する事項について

内容及び手続の説明及び同意について

- サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

内容及び手続の説明及び同意について

- 事業者はサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該事業所の運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービス選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならいこととしたものである。

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）』 抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）』 抜粋

内容及び手続の説明及び同意について

■ 記載すべき事項

- ① 運営規程の概要
- ② 勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況
- ⑥ その他事業所独自に伝えたいこと

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の実業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 合鍵の管理方法及び運室した場合の対処方法
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑨ その他運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【地域密着型通所介護（第1号通所事業）、
（介護予防）認知症対応型通所介護】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用定員
- ⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑪ その他運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員
- ④ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 入居に当たっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑧ その他運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護

・看護小規模多機能型居宅介護】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- ⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑪ その他運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）】

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 入所定員
- ④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- ⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑩ その他施設の運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【基準該当（介護予防）短期入所生活介護（従来型）】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員（不要な場合が有）
- ④ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の送迎の実施地域
- ⑥ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑩ その他運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 運営規程に記載すべき事項

【基準該当（介護予防）短期入所生活介護（ユニット型）】

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員（不要な場合も有）
- ④ ユニット数及びユニットごとの利用定員
- ⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の送迎の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）
- ⑪ その他運営に関する重要事項

内容及び手続の説明及び同意について

■ 記載すべき事項

- ① 運営規程の概要
- ② 勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制
- ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況
- ⑥ その他事業所独自に伝えたいこと

内容及び手続の説明及び同意について

⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・ 実施の有無
- ・ 実施した直近の年月日
- ・ 実施した評価機関の名称
- ・ 評価結果の開示状況

内容及び手続の説明及び同意について

⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況

◎ 第三者評価を実施していない場合

例 1 :提供するサービスの第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

又は

例 2 :提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

内容及び手続の説明及び同意について

⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況

◎ 第三者評価を実施している場合

例 1 :提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和4年2月10日
実施した評価機関の名称	こにゅうどうくん評価株式会社
評価結果の開示状況	自社HP

実地指導結果について

- 内容及び手続の説明及び同意について
- ハラスメントに関する事項について
- BCPに関する事項について
- 感染症の予防及びまん延防止に関する事項について
- 虐待の防止に関する事項について

ハラスメントに関する事項について

- 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』 抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』 抜粋

ハラスメントに関する事項について

- 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取り組みについては、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれること留意すること。
 - イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容
 - 事業主が講じることが望ましい取り組みについて

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）』 抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）』 抜粋

ハラスメントに関する事項について

- イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容
 - a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）』抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）』抜粋

ハラスメントに関する事項について

- □ 事業主が講じることが望ましい取り組みについて
カスタマーハラスメントの防止のため・・・
 - ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ②被害者への配慮のための取組
 - ③被害防止のための取組

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(解釈通知)』抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (解釈通知)』抜粋

ハラスメントに関する事項について

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The page is titled '介護現場におけるハラスメント対策' (Harassment Measures in Care Settings). The navigation menu includes 'ホーム', '政策について', '厚生労働省について', '統計情報・白書', '所管の法令等', and '申請・募集・情報公開'. The breadcrumb trail is 'ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策'. The main content area features a list of four items: 1. 介護現場におけるハラスメント対策について, 2. 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等, 3. サービス提供困難事例に対する対応, and 4. ハラスメント対策のための支援. A sidebar on the right contains a '政策について' section with sub-links for '健康・医療', '子ども・子育て', '福祉・介護', '障害者福祉', and '生活保護・福祉一般'. The page also includes a search bar and a footer with the ministry's logo and name.

2. 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル及び研修の手引き等

介護現場のハラスメント対策に資するよう、厚生労働省老人保健健康増進等事業（介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業（実施団体：株式会社 三菱総合研究所））において、平成30年度に「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、令和元年度に「管理者及び職員を対象にした研修のための手引き」、令和2年度に「介護現場におけるハラスメント事例集」を作成・周知いたしました。

マニュアル及び研修の手引き（令和3年度改訂版）

※更新しました※

マニュアル等については、施設・事業所や自治体における活用が十分に進んでおらず、また、施設・事業所だけでは、介護現場におけるハラスメントの予防や対応に限界があることから、保険者をはじめとする地域の関係者との連携の必要性について指摘されています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度においては、マニュアル等がさらに介護現場において使い勝手のよいものとなるよう、施設・事業所におけるモデル実証事業を行い、その結果等から所要の改訂を行いました。

<主な改訂内容>

- 構成の見直し（必要最低限の内容を本編に掲載し、詳細情報や事例を参考情報として整理）
- モデル実証により把握した課題や取組上のポイント
 - ・ 対策マニュアル等の内容として分かりにくい箇所、不足している情報
 - ・ 取組を円滑に進める上でのポイント、留意点
 - ・ 施設・事業所の規模やサービスの違いによる取組上の課題、対応の視点
- 令和3年度介護報酬改定の内容の反映

[PDF 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル \[PDF形式: 4,506KB\]](#)

[PDF 管理者向け研修のための手引きPDF \[3,230KB\]](#)

実地指導結果について

- 内容及び手続の説明及び同意について
- ハラスメントに関する事項について
- BCPに関する事項について
- 感染症の予防及びまん延防止に関する事項について
- 虐待の防止に関する事項について

BCPに関する事項について

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

上記3点は、令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

BCPに関する事項について

■ 業務継続計画の策定について

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染症拡大防止体制の確保（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）』 抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）』 抜粋

BCPに関する事項について

■ 業務継続計画の策定について

□ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）』 抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）』 抜粋

BCPに関する事項について

■ 業務継続計画の策定について



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修を開催しました。研修時の資料と作成手順の研修動画（令和3年度）を掲載しましたので是非ご覧ください。

総論等もご視聴いただけますとより理解を深めることができますので併せてご利用ください。

ガイドライン資料と研修動画の構成

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等については、こちらからダウンロードしてください。

<新型コロナウイルス感染症編>

・[新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[様式ツール集](#)

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

【例示入り】<R3年度 NEW！>

・[感染症ひな形（入所系）](#) ・[感染症ひな形（通所系）](#) ・[感染症ひな形（訪問系）](#)

<自然災害編>

・[自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)

・[自然災害ひな形](#)

【例示入り】<R3年度 NEW！>

・[自然災害ひな形（共通）](#) ・[自然災害ひな形（サービス固有）](#)

厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

BCPに関する事項について

- 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

○運営指導で質問があった内容について

- ◎ どうやって周知すればよいか？
- ◎ 研修は何をすればよいか？
- ◎ 訓練はどのようにすればよいか？
- ◎ 定期的とはどの程度すればよいか？

BCPに関する事項について

- どうやって周知すればよいか？
 - ・ 職員会議において、業務継続計画が策定されたことを伝える。
 - ・ 職員回覧で業務継続計画を見てもらう。
 - ・ いつでも見られるよう、事務室に置いておき、業務継続計画が策定されたこと、いつでも見られることを伝える。
 - ・ BCPの研修を行う。

BCPに関する事項について

- 研修は何をすればよいか？
 - ・ 業務継続計画についての具体的内容を伝える。
 - ・ 平時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。
 - ・ 研修の実施内容についても記録をすること。
 - ・ 感染症の業務継続計画にかかる研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

BCPに関する事項について

- 訓練はどのようにすればよいか？
 - ・ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施。
 - ・ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
 - ・ 訓練の実施は、机上を含めてその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。

BCPに関する事項について

■ 訓練はどのようにすればよいか？

例えば・・・（通所施設の場合）

訓練：災害

条件・震度5強の地震が、サービス提供中に発生

・建物の損壊はなし。

・ライフラインは水道が出ないのみ。 等

※業務継続計画に基づき、動きを確認

今日のサービス、明日以降のサービスはどうするか

職員の出勤はどうするのか 等

※避難訓練と一緒に行うことを推奨。

BCPに関する事項について

■ 訓練はどのようにすればよいか？

例えば・・・（通所施設の場合）

訓練：感染症

条件・昨日の利用者が陽性者となった。

・既に本日利用者の送迎が完了。

・職員1名も体調不良でお休み。 等

※業務継続計画に基づき、動きを確認。

今日、明日以降の営業をどうするのか 等

※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と

一緒に行うことを推奨。

BCPに関する事項について

■ 定期的とはどの程度すればよいか？

【定時巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（第1号通所事業）、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、基準該当（介護予防）短期入所生活介護】

研修：年1回以上。新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。

訓練：年1回以上

BCPに関する事項について

- 定期的とはどの程度すればよいか？

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

研修：年2回以上。新規採用時には別に研修を
実施することが望ましい。

訓練：年2回以上

実地指導結果について

- 内容及び手続の説明及び同意について
- ハラスメントに関する事項について
- BCPに関する事項について
- 感染症の予防及びまん延防止に関する事項について
- 虐待の防止に関する事項について

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

【定時巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（第1号通所事業）、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、基準該当（介護予防）短期入所生活介護】

- 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 運営指導で質問があった内容について
 - ◎委員会のメンバーはどのような人選がよいか？
 - ◎従業者に周知はどのようにするのか？

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 委員会のメンバーはどのような人選がよいか？
 - ・ 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
 - ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要。
 - ・ 他の会議体を設置している場合は、一体的に設置・運営することとして差し支えない。他サービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 従業者に周知はどのようにするのか？
 - ・ 構成メンバーに全職員が入っていない場合は、委員会の資料や議事録を従業者に回覧する。
 - ・ 職員会議において、情報共有をする。
 - ・ いつでも見られるよう、事務室に置いておき、いつでも見られることを伝える。

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

○運営指導で質問があった内容について

- ◎ 指針はどのようなことを盛り込むのか？
- ◎ 指針とマニュアルの違いは？

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 指針はどのようなことを盛り込むのか？
 - ・ 平常時の対策及び発生時の対応を盛り込む。
- ◎ 平常時の対策とは
 - 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
 - ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

■ 指針はどのようなことを盛り込むのか？

- ・ 平常時の対策及び発生時の対応を盛り込む。

◎ 発生時の対応とは

発生状況の把握、感染拡大の防止、

医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の

関係機関との連携、行政への報告

※事業所内の連絡体制や、上記関係機関への連絡体制を整備し明記しておくことも必要。

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

■ 指針とマニュアルの違いは？

- ・ 指針は事業所としての大まかな方針を示すものであり、マニュアルは指針より具体的な動きを示すもの。
- ・ 指針の項目の記載内容の例は、「介護現場における感染対策の手引」を参照。これは指針ではありません。

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

○運営指導で質問があった内容について

◎研修と訓練の違いは？

◎定期的とはどの程度すればよいか？

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

■ 研修と訓練の違いは？

- ・ 研修は感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの。
- ・ 訓練は感染症が発生した場合を想定し、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでのケアの演習などを実施する等、実技形式を想定。机上のみの訓練も良いが、実地と組み合わせてすることが適切。

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

■ 定期的とはどの程度すればよいか？

【定時巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（第1号通所事業）、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、基準該当（介護予防）短期入所生活介護】

研修：年1回以上。新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。

訓練：年1回以上

感染症の予防及びまん延防止に関する事項について

- 定期的とはどの程度すればよいか？

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

研修：年2回以上。新規採用時には別に研修を
実施することが望ましい。

訓練：年2回以上

実地指導結果について

- 内容及び手続の説明及び同意について
- ハラスメントに関する事項について
- BCPに関する事項について
- 感染症の予防及びまん延防止に関する事項について
- 虐待の防止に関する事項について

虐待の防止に関する事項について

- 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日より義務化）

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋
『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

虐待の防止に関する事項について

- 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』 抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』 抜粋

○運営指導で質問があった内容について

- ・ 委員会はどのような内容を話すのか？
- ・ 定期的とはどの程度すればよいか？
- ・ 従業者にどのように周知すればよいか？

虐待の防止に関する事項について

■ 委員会はどのような内容を話すのか？

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）』 抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（解釈通知）』 抜粋

虐待の防止に関する事項について

- 定期的とはどの程度すればよいか？
 - ・ 研修のように回数基準はない。
 - 例：新年度の研修計画に虐待防止に関するこの内容を検討するために3月に行う。
 - 例：身体拘束等適正化委員会と併せて3か月に1回以上開催する。
- ※ 虐待が発生した場合に行う委員会は、定期的とは言えない。

虐待の防止に関する事項について

- 従業者にどのように周知したらよいか？
 - ・ 会議の議事録を回覧する。
 - ・ 職員会議で報告をする。
 - ・ いつでも見られるよう、事務室に置いておき、いつでも見られることを伝える。
- ※ 虐待が発生した際に開催された委員会は、その性質上、一概に全ての議事録を見せることは注意が必要。

虐待の防止に関する事項について

- 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

○運営指導で質問があった内容について

- ・ 指針はどのようなことを盛り込むのか？
- ・ マニュアルを指針としてよいか？

虐待の防止に関する事項について

■ 指針はどのようなことを盛り込むのか？

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(解釈通知)』抜粋

『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (解釈通知)』抜粋

虐待の防止に関する事項について

- マニュアルを指針としてよいか？
 - ・ 指針はあくまでも事業所における虐待の防止のための方針であり、マニュアルは指針を補うものである。
 - ・ 既にあるマニュアルに盛り込むべき内容が未記載。
 - ・ マニュアルと指針は分けることが望ましい。

虐待の防止に関する事項について

- 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

○運営指導で質問があった内容について

- ・定期的とはどの程度すればよいか？

虐待の防止に関する事項について

■ 定期的とはどの程度すればよいか？

【定時巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護（第1号通所事業）、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、基準該当（介護予防）短期入所生活介護】

研修：年1回以上。新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。

虐待の防止に関する事項について

- 定期的とはどの程度すればよいか？

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

研修：年2回以上。新規採用時には別に研修を
実施することが望ましい。

虐待の防止に関する事項について

- 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）』抜粋

○運営指導で質問があった内容について

- ・ 担当者はどのような人選がよいか。
- ・ 事業所から選出しないといけないか。

虐待の防止に関する事項について

- 担当者はどのような人選がよいか。
 - ・ 事業所として、委員会、指針の整備、研修を行うことを指揮できる人選が望ましい。
 - ・ 運営指導においては、管理者が担当者となっている場合が多い。
 - ・ 委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。

虐待の防止に関する事項について

- 事業所から選出しないといけないか。
 - ・ 第1号から第3号の措置を実施できれば良いが、事業所の内情や利用者の状況等を把握している、事業所外の従業者がいれば担当としても差し支えはない。
 - ・ 管理者や事業所の従業者を選任する事業所が多数。

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 設置義務のある事業者【介護・医療連携推進会議】

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

『四日市市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」
の設置及び運営に係るガイドライン』抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 【介護・医療連携推進会議】

◎ 構成員

- (1) 利用者
- (2) 利用者の家族
- (3) 地域住民の代表
- (4) 当該サービスに知見を有する者
- (5) 市職員又は地位包括支援センターの職員
- (6) 地域の医療関係者

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 【介護・医療連携推進会議】

◎開催頻度 おおむね6ヶ月に1回以上

『四日市市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」
の設置及び運営に係るガイドライン』抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 設置義務のある事業者【運営推進会議】

- (1) 認知症対応型通所介護
- (2) 認知症対応型共同生活介護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (6) 小規模多機能型居宅介護
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護

『四日市市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」
の設置及び運営に係るガイドライン』抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 【運営推進会議】

◎ 構成員

- (1) 利用者
- (2) 利用者の家族
- (3) 地域住民の代表
- (4) 当該サービスに知見を有する者
- (5) 市職員又は地位包括支援センターの職員

『四日市市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」
の設置及び運営に係るガイドライン』抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 【運営推進会議】

◎開催頻度

(1) おおむね6ヶ月に1回以上

①地域密着型通所介護

②認知症対応型通所介護

『四日市市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」
の設置及び運営に係るガイドライン』抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 【運営推進会議】

◎ 開催頻度

(2) おおむね2ヶ月に1回以上

- ①小規模多機能型居宅介護
- ②認知症対応型共同生活介護
- ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ④看護小規模多機能型居宅介護

『四日市市「運営推進会議及び介護・医療連携推進会議」
の設置及び運営に係るガイドライン』抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 運営推進会議等は通常通り開催してもよいか？

- ・ 感染防止対策を十分に行える場合においては開催可
 - ①参加者への手洗いや消毒の推奨を行うこと
 - ②参加者にマスクの着用を求めること
 - ③発熱や咳症状がみられる方には参加自粛を要請すること
 - ④高齢の方や基礎疾患がある方で感染リスクを心配される方には参加自粛を要請すること
 - ⑤ 3つの密を回避すること

「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

- 感染リスクが高い方が委員のため会議が通常通り開催できない場合はどうしたらよいか？

- ・ 代替手段として、委員への文書報告を行う
事業所の設備状況や面会の制限の継続等により事業所内での実施が困難である場合、運営推進会議の構成員全員に対し、前回の会議開催以降の事業報告を送付し、意見を求めてください。

「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 文書報告の注意点はどのようなことがあるか？

- ・ 運営推進会議開催の代替策であることから、会議と同じ間隔で報告を行うこと（宿泊を含むサービスは2か月に1回、通所・訪問系サービスは6か月に1回）
- ・ 運営推進会議の構成員全員に対し事項書を送付し、意見を伺うこと。

「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 文書報告の注意点はどのようなことがあるか？

- ・利用者を構成員としており、回答が難しい場合、利用者の意見を職員が口頭で聞き取りを行ったり、事業所で行うアンケート等での意見を代わりにしたりすることも可
- ・伺った意見については、次回の会議または文書報告にてどのような内容であったかを掲載すること

「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

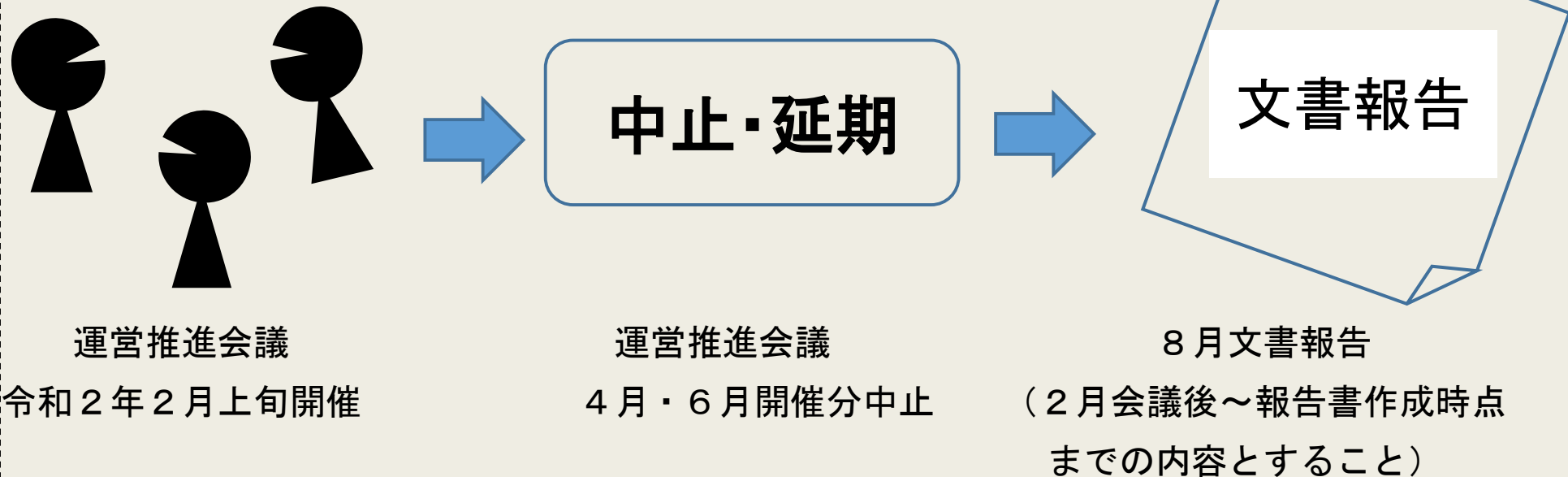
- 文書報告の注意点はどのようなことがあるか？
 - ・市と担当地域包括支援センターにはどちらにも送付すること（通常の会議開催案内と同様）
 - ・事項書は前回会議開催以降の内容にて作成すること
（次ページにおいてイメージを掲載）

「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 事項書に記載する報告内容（事業報告の対象期間）イメージ

例1) 会議中止・延期時に事項書送付なしの場合

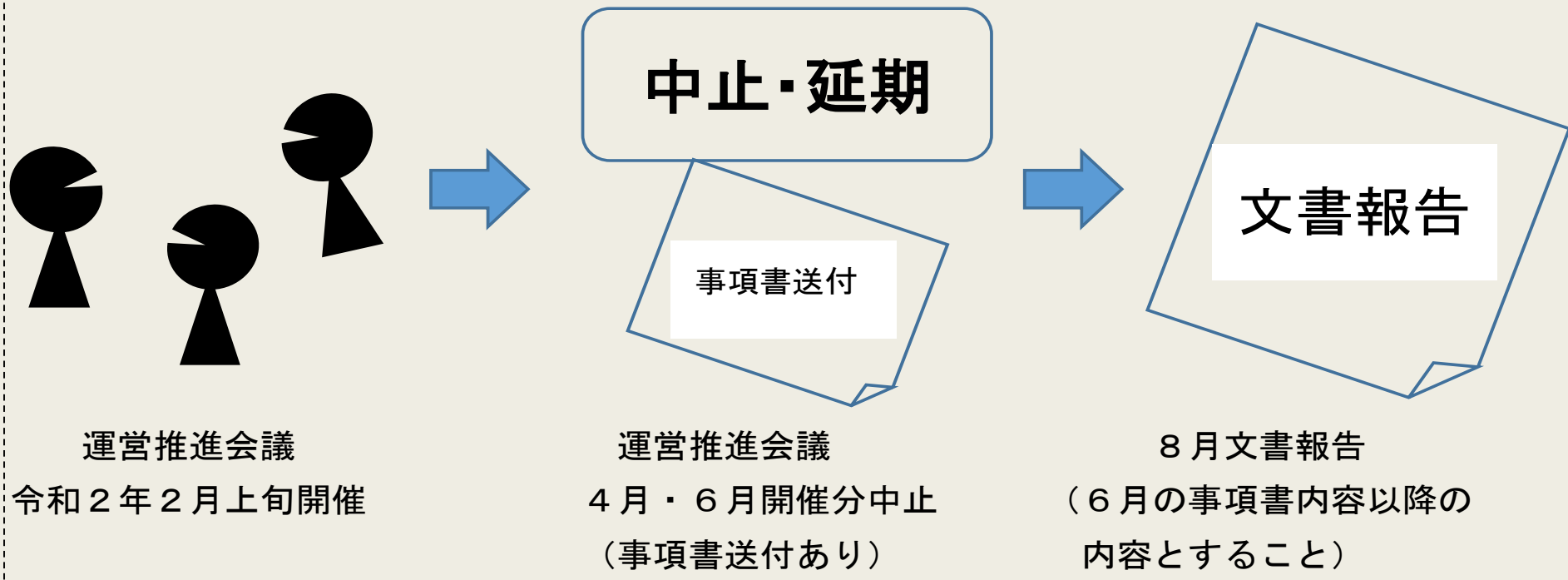


「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

■ 事項書に記載する報告内容（事業報告の対象期間）イメージ

例2) 会議中止・延期時に事項書の送付があった場合



「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」（令和2年7月21日付け事務連絡）抜粋

変更届について

■ 変更届の提出について

介護保険法

第75条第1項

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令※で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※ 介護保険法施行規則第三百三十一条の二の二～第三百三十一条の十五

変更届について

■ 変更届の提出について

◎ 提出漏れが多い事項

5 代表者の氏名、住所及び職名

6 登録事項証明書又は条例等

(当該事業に関する者に限る)

9 運営規程

15 その他 →事業の最低基準にある職種の人員変更

その他

- アンケートにご協力をお願いいたします。

《回答期限》 令和5年3月15日（水）まで

【URL】

<https://logoform.jp/form/7p72/174772>

【QRコード】



参考文献

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- 厚生労働省HP
 - ・ 「介護現場におけるハラスメント対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html
 - ・ 「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- 「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催における対応方針の変更について（通知）」
(介護保険課令和2年7月21日付け事務連絡)

ご視聴ありがとうございました